

第3回西予市の財政に関する特別委員会会議録

1. 招集年月日 令和7年8月5日

1. 招集の場所 全員協議会室

1. 開会 令和7年8月5日

午前8時59分

1. 散会 令和7年8月5日

午前11時9分

1. 出席委員

委員長 源 正樹

副委員長 中村 一雅

委員 大森 揚子

委員 信宮 徹也

委員 河野 清一

委員 小玉 忠重

委員 二宮 一朗

1. 欠席委員

委員 森川 一義

1. 出席説明員

総務部長 山住 哲司

政策企画部長 大野本 敦

財政課長 沖野 貴洋

政策推進課長 原井川英一

財政課長補佐 三瀬 一也

財政課長補佐 正司 哲朗

財政課係長 宮崎 輝和

1. 出席議会事務局職員

書記 脇本 美登利

1. 会議に付した事件

財政危機の自治体事例について

人口の推移と公共施設の現状について

基本方針1 「持続可能な行政運営に向けた

公共施設マネジメント」について

て

その他

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前 8 時 5 分

○中村副委員長

これより第3回西予市の財政に関する特別委員会を開会いたします。

○源委員長

源委員長が挨拶を行う。

○中村副委員長

これよりの進行は委員長のほうで進めていただきます。よろしくお願いします。

○源委員長

それでは次第に沿って進めてまいります。

協議に入る前に申し上げます。森川委員は、先週末に欠席の届けがありましたので、本日の特別委員会は御欠席でございます。

第2回の特別委員会で皆さんにいただきましたとおり、一般傍聴については、第3回から第5回特別委員会については、委員長の職権で認めないということにしておりまますので、重ねて御承知おきをお願いいたします。

それでは次第に沿って進めてまいります。

(1) ①となります。財政危機の自治体事例について、これについては担当から説明を願います。

○沖野財政課長

資料は、参考資料 01 自治体事例を御覧ください。

本市における、今回の行財政改革の取組につきましては、昨年秋から具体的な動きがスタートしております。昨年 10 月に、令和 7 年度当初予算の概算要求を取りまとめた際に、財源不足額が約 18 億円生じました。近年は、毎年度同様の状況でございます。財源不足が大き過ぎて、その後の予算査定で財源不足を圧縮したとしても、7 年度の当初予算編成で財政調整基金を全て使い果たしてしまう恐れがありましたので、財政課としましては、昨年 10 月に臨時の部長会、課長会において状況を説明するとともに、抜本的な行財政改革の取組が急務であることを共有いたしております。

この資料につきましては、その際の資料の一部を抜粋したもので、財政危機の自治体の事例と西予市を比較したものとなります。西予市の数値は今回最新に更新しております。ここに掲載しております自治体は、財政危機に陥り、財政非常事態宣言を行っております。財政非常事態宣言ですと

か、財政危機宣言という言葉は、ホームページで検索いただきますと、このほかにも全国でたくさん事例がございまして、近年は、行財政改革を行う際の一つの広報手段のようになっております。表の左から、新座市、阪南市、裾野市、権原市とございますが、これらの団体は、令和 2 年から 3 年にかけて財政非常事態を宣言し、あわせて行財政改革に取り組まれております。これらの団体に共通しますのは、緑色の部分でございますが、財政力指数が高いという点でございます。財政力指数が 1 以上になりますと、普通交付税は交付されません。つまりは、市税が豊かで普通交付税に頼らず財政運営を行っている自治体ということになります。これらの自治体も非常事態を宣言する以前から、高齢化による社会構造の変化などにより、西予市同様、実質単年度収支が慢性的に赤字となるなど、それぞれで財政運営上の課題を抱えておりました。そのため、過去に「財政健全化方針」や「行財政構造改革プラン」などを先行して策定している状況でございます。

そのような中で、令和 2 年からコロナ禍の影響により税収が一時的に激減し、財政調整基金の枯渇が見込まれるということで、財政非常事態宣言に至り、さらなる改革に取り組まれたという共通点がございます。ただ、行財政改革の取組効果とともに、コロナが明けまして、税収が回復しますと、財政状況が好転し、幾つかの自治体は既に宣言の解除に至っております。市税が豊かであれば、このように回復も早いのですが、西予市は、市税による回復は難しく、普通交付税に頼っていることから、回復には相応の時間が必要になると想定されます。

そのような中で、西予市の境遇と大変よく似ておりますのが赤井市でございます、山梨県の市川三郷町でございます。令和 5 年 9 月に財政非常事態の宣言をされました。自治体の規模感としましては、人口、予算規模も西予市の 3 分の 1 というイメージになります。この町は西予市同様に、普通交付税の合併算定替制度により地方交付税が減少しましたが、やはり公共施設の再編など、行財政改革による見合いの歳出抑制が出来ていないことを、財政危機の要因として挙げられております。西予市の財政悪化の要因と重なる部分がございます。資料の 2 ページ目以降には、市川三郷町

の改革の取組を掲載しておりますので、また後ほど参考に御覧いただければと思います。

それでは引き続き 1 ページの右側、西予市と各自治体の比較になりますが、本市の経常収支比率は 100.5 で、財政危機を宣言した自治体の中でも、最も数値が悪く硬直化が進んだ状態となっております。100 を超えたということは、経常的な収入は、借金の返済や職員の人工費の支払いなど、義務的・経常的経費で全て使い果たしており、その年の収入では足りなくなっているということでございます。

また、実質公債費比率も、これらの自治体で最も高い 12.9% です。西予市の財政力からすれば、7% から 8% あたりが適正と考えますが、借金の返済に追われている割合は、財政危機を宣言している自治体の中でも、最も高い状況にございます。

また、地方債残高でございますが、西予市は 379 億円、一時期は 400 億円を超えておりました。阪南市や裾野市など、人口約 5 万人の自治体で 100 億円台の残高、樺原市の人口約 22 万人の自治体で 300 億円台の残高というところを見ましても、財政力が低いために、起債に頼り過ぎ、人口 3.5 万人の西予市で 400 億円近い借金の残高というのは、突出して厳しい現状にございます。

また、6 年度末の財政調整基金は 10.8 億円で、標準財政規模に占める割合は 6.7% あります。7 年度期首残高 2.8 億円でみれば、わずか 1.7% しかございません。非常事態を宣言している自治体の割合と比較しても、低い数字であるととらえています。

なお、減債基金残高でございますが、年度末で 11.3 億円ございますが、これは従来から御説明してきましたとおり、この減債基金や公共施設整備基金は、今後の借金の返済のピークで使い切る計算を既に立てていますので、ここをあてにすることは出来ず、この残高はないものとして考えていく必要がございます。

ここでの着目点としましては、これらの財政非常事態を宣言したいずれの自治体も、「このままで、3 年先、5 年先に、財政調整基金が枯済するおそれがあるため、先を見通して早めに建て直す」という方針のもと、基金がなくなる数年前には非常事態を宣言し、いち早く改革に取り組んでおられます。本来、行政としてるべき姿勢はこ

のような先を見通した中での早めの対応ではないかととらえております。

一方で本市は、従来から市全体での危機意識の共有が進んでおらず、基金がなくなった状態からのスタートとなっております。財政課としましては、昨年 10 月にこの内容を部長会、課長会で説明しまして、財政非常事態宣言し、既に行財政改革に取り組まれている自治体よりも、本市の財政指標は明らかに悪く、改革に向けての体制整備が急務であることを共有し、今回の改革につながっているものでございます。

○源委員長

説明は以上となります。

ただいまの財政危機の自治体事例について、まず、委員の皆様から質疑がありましたら挙手の上お願いします。

〔発言する者なし〕

○源委員長

よろしいでしょうか。

他市の状況ですので以上をもって質疑を終結したいと思います。

次に続きまして次第（1）②になります。

人口の推移と公共施設の現状について、これも同じく説明を願います。

○沖野財政課長

資料は、財政危機脱却プラン 2025（原案）となります。

それでは資料 12 ページをお開きください。

本日はこの後、改革プランの基本方針 1、持続可能な行政運営に向けた公共施設のマネジメントについて御審議いただくこととなります。その中では、公共施設の再編が主な内容となります。7 月の行政報告会でも触れさせていただいておりますけれども、今後的人口減少の見通し、公共施設の現状を踏まえていただいた上で、御審議いただく必要がございますので、改めまして御説明を申します。

まず、資料 12 ページ、人口の推移について御説明いたします。

平成 16 年合併時の人口は約 4 万 7000 人でございます。21 年が経過した本年 4 月時点の人口は、3 割ほど減の約 3 万 3000 人となりました。うち 65 歳以上の人口は 44.6% と高い割合を示しております。また、今後の推計としましては、中段の

グラフにございますように、15年後の2040年には、人口約2万2000人、65歳以上の割合は約51%に上昇し、今から35年後の2060年には人口約1万3000人、高齢者の割合は約58.3%となる見通しでございます。社会一般に、2040年問題ということが言われておりますが、2040年には、団塊ジュニア世代が65歳を迎えます。人口減少による地域的な課題に加え、この問題では、労働力確保も課題であると言われております。恐らく、市役所内部におきましても、労働力の不足が深刻化してまいります。合併直後、事務職の職員採用試験の応募者数が100名を超える時期もございましたが、近年は、事務職の応募者数は、数名しかいない現状でございます。また、市内各施設で従事いただけた保育士、調理員、学校関係職員、衛生施設業務員、体育・文化施設の管理員など、各施設で働いていただけた人材確保が、人口減少の中でさらに難しくなることも想定をしておく必要がございます。各施設につきましては、地域住民の利用の減少に加え、施設従事者の不足も見通して検討する必要があると考えております。

資料13ページを御覧ください。

旧町別出生者数推移の表でございますが、令和6年度の出生者数は120人でございます。そのうち75%が宇和町に集中し、出生者90人となっております。ほかの4町では10人以下の極めて少ない状況でございます。既に、惣川保育園、高山保育園などでは、今後2、3年で在籍園児がほぼいなくなるという状況が見込まれるとお伺いしており、現実的な影響が出始めております。出生者数の影響は、保育園、幼稚園から小学校、中学校、高校へと、今後段階的に影響が出てくるものと考えられ、そこを見通した対応が必要となります。

旧町別人口推移の表がありますが、御覧のとおり、今後の人口減少は、各町で想定を上回る急速なペースで進展する見通しでございます。10年先、20年先の将来人口減少を見通して、どの施設を引き続き維持して、そこへ施設の修繕・更新費用を投資していくのか、選択と集中という視点で、公共施設の再編を考える必要があるととらえております。

続きまして14ページをお開きください。

公共施設の現状につきましては、令和4年改定の公共施設等総合管理計画の基礎数値となる令和

4年3月31日現在のものでございますが、本市が所有する公共施設は、700施設、1,340戸、42万2415平方メートルにのぼります。本脱却プランに取り組むにあたり、公共施設等総合管理計画に基づき、中でも「老朽化への対応」、「限られた財源と費用の平準化」という観点に着目して取組を強化し、「施設保有量の最適化」につなげたいと考えております。これまで、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて集中的に公共施設を整備してきており、建築後30年以上経過した建物は、全体の62.7%を占め、今後10年以内に建築後30年を超える施設を含めると、建物全体の81.5%が30年を超える施設となり、老朽化への対応が必要となります。公共施設のマネジメントとしましては、個別施設計画に掲載している統廃合、機能集約、複合化、転用等の方向性に向けた取組を再検討の上実行し、これまで十分ではなかったその進捗管理の体制を強化する中で、施設保有量の最適化を進めていく必要があると考えております。

次の15ページでは、分類別の施設数、面積及びその割合を一覧表として掲載しております。

最も大きな面積割合を占めるのは、5行目の学校教育施設となります。その多くを占める小学校については、中心部の宇和町以外の地域においては、少子化に伴う再編を終えており、現在、宇和町内の6つの小学校を集約する準備を進めているところでございます。また、児童生徒数の減少に応じて、関連する給食センターの集約が検討課題の一つとなります。1行目の市民文化系施設では、地域の核となる施設で構成されており、3行目のスポーツレクリエーション系施設では、学校再編に伴って学校教育施設から社会体育施設となった体育館が施設数の多くを占め、災害時には避難所としての利用が想定されております。4行目の産業系施設においては、長年にわたって整備されてきた各地域の産品を加工するための施設で、その多くは民間事業者を指定管理者として指定管理料を支出している施設もあり、今後、無償譲渡もしくは貸付に移行する検討が課題です。その他の施設に列挙しております火葬場についても、その運用経費が大きいことから、人口動向に伴う再編の検討が課題です。最後に、普通財産については、行政財産としての所期の目的を果たし、普通財産

として財政課が所管しているものでございますが、その利活用方法や売却、除却の手法が大きな課題となっております。全般的に、合併前から保有する施設の運用を継続してきたこと、加えて、新たなニーズにこたえるための施設が建設され、積み上がった結果、このような状況となっておりますが、今後の取組においては、先ほどの将来人口を見通した中で、公共施設の再編を進めていきたいと考えております。

○源委員長

説明は以上となります。

この件に関しましては、次からになります「持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメント」の前提となる話でございましたので、特に質疑があればお聞きしますが、もう次のところでいいかなというふうに思います。何か、特に質疑がありましたらお願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○源委員長

特にないようですので、次第に沿って進めてまいります。それでは（1）の③番、基本方針1、持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメントについてを説明願いたいと思います。

○沖野財政課長

それでは財政危機脱却プラン 2025（原案）の22ページを御覧ください。

基本方針1、持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメント、実施項目①施設保有量の最適化としまして、取組項目1番公共施設マネジメントの推進から取組項目11番公共施設の再編（指定管理施設）まで抜粋によりまして御説明をさせていただきます。

それでは資料23ページをお開きください。

N o. 1 公共施設マネジメントの推進からでございます。なお、参考としまして、内部協議用の企画書を共有させていただいておりますが、企画書N o. 1につきまして、必要がございましたらあわせてお目通しください。

それではN o. 1 公共施設マネジメントの推進でございますが、行財政基盤の確立に向け、合併の効果を発揮するうえでは、人口減少を見据えた中で、公共施設のマネジメントがより重要であるととらえております。その指針となるものとしては、公共施設等総合管理計画の下位計画として、

令和4年度に個別施設計画を策定し、各施設につきまして、現状維持・廃止・統合・機能移転など、再編の方向性が示されているところでございます。しかしながら、計画策定後、その実行に向けて進捗管理が重要となります。指揮・助言するマネジメント体制が機能していない現状であり、これまで公共施設の再編が進んでいない現状がございます。そのため、今回のプランでは、公共施設担当者が予算査定に同席し、各課の進行管理を徹底する体制を整えるとともに、その報告を部長級のマネジメント会議に報告し、意見を反映しながら、実効性を高めるマネジメントを再構築するものでございます。

続きまして、N o. 2 公共施設の再編（社会福祉施設）でございます。参考として企画書はN o. 2からN o. 5になります。

まず、隣保館でございますが、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、宇和ふれあいセンター、小森会館の2館と各分館がございます。その中で、特に昭和48年に建設されました宇和町山田の小森会館は、耐震性がなく、また土砂災害特別警戒区域にあるとともに、施設の老朽化が極めて著しく、施設の修繕の在り方が課題となっているところでもございます。今回のプランにおきましては、令和8年度末で小森会館を廃止し、宇和ふれあいセンターに事務所的な部分を集約いたします。そのうえで、講座や学習会は、巡回事業として引き続き実施するものとし、地域づくり活動センター、地区集会所を利用して実施するものでございます。また、明浜の老人憩いの家3施設につきましては、利用状況を踏まえ、7年度末で廃止し、地区が希望される場合には、貸付を検討するものでございます。次に、宇和福祉センターにつきましては、社会福祉活動の向上と充実を図り、社会福祉の発展に資するための施設であります。耐震基準を満たしておらず、老朽化が著しい状況にあるため、7年度末で廃止するものでございます。なお、陶芸窯など一部施設は今後も貸付を行うものでございます。

このように、市が抱える各施設につきましては、昭和時代に建築され、老朽化や耐震性そのものに課題を抱える施設が多くございます。このような施設におきましては、雨漏りによる屋根の大規模修繕、外壁の崩落による外壁工事、シロアリの被

害による躯体の修繕、施設用の大型エアコンの取替えなど、引き続き公共施設として維持するためには、多額の修繕費用を将来的に投資しなければならない懸念がございます。公共施設の再編では、維持管理費の前年度比の削減効果はそれほど大きくございませんが、将来の大規模な修繕費用を削減するというところにも大きな狙いがございますので、数字としては見えませんが、その点につきましても、御理解をお願いいたします。

続きまして 24 ページを御覧ください。

No. 3 公共施設の再編（診療所）でございます。企画書は No. 6 となります。

三瓶町内には、周木と二及の 2 カ所の国保診療所がございます。距離にして 3 キロから 4 キロの距離で、両診療所の運営は、現在 1 人の医師が交互で診療を行っている現状でございます。今後、人口減少が進む中で、両施設の診療報酬の減少や高額な医療機器の更新費用が課題となっておりますが、特に、昭和 54 年に建築され海岸部にも面している二及診療所は、旧耐震基準の建物で、今後の地震等にも備える中で、プランとしては、令和 8 年度末に廃止し、平成 28 年に建築され、まだ新しい周木診療所への集約に医師との協議を踏まえながら取り組むものでございます。

続いて No. 4 公共施設の再編（保健衛生施設）でございます。企画書のほうは、No. 8 から No. 12 まででございます。

まず、公衆トイレでございますが、市内には環境衛生課所管の公衆トイレが 11 カ所、経済振興課所管の観光に係るトイレが 40 カ所、農業水産課所管の漁港に関するトイレが 1 カ所ございます。今回のプランでは、各種トイレの利用調査、近隣の代替施設の確認などを行いまして、必要性の低いトイレは 8 年度末で廃止に取り組むとともに、地元の希望がある場合には、地元管理への移管を検討するものでございます。

次に、火葬場につきましては、特殊な炉の形態であるため、高額な修繕・更新費用が毎年度発生する状況にございます。従来、宇和町、野村町、城川町、三瓶町と 4 カ所の火葬場がございましたが、昨年度委員会を設けまして検討いただいた結果、城川町の火葬場につきましては、6 年度末で廃止といたしております。今回のプランでは、稼働率の低い三瓶清流苑につきましては、9 年度末

で休止し、稼働の余力のある宇和町の火葬場に利用を集約する取組でございます。

次に、保健センターにつきましては、本庁舎や支所とは別に、旧町それぞれに健康管理のための施設を設けた過去がございますが、それぞれの施設の老朽化が進む中で、保健事業自体は、保健センターという特定の施設でなくとも、例えば、支所や各地域づくりセンターを活用することにより、事業が展開できることから、今回の改革で廃止するものでございます。

特に、本市の特色は、市内 27 カ所の地域づくり活動センターが地域の拠点となるということでありますので、老朽化した施設は廃止し、支所や地域づくり活動センターを拠点施設として事業を実施するという転換が必要ではないかととらえております。

次に 25 ページを御覧ください。

No. 5 公共施設の再編（農林水産施設）でございます。企画書は No. 13 から No. 16 となります。

まず、城川ふるさと創作館は、生活改善・地域社会の活性化を目的とした施設でございますが、昭和 63 年に建築された施設で老朽化が進んでおり、特定の団体が限定利用している実態にございます。今回のプランでは、7 年度末で廃止し、利用者には代替施設への移転等について協議を進めてまいります。

次に、明浜町の俵津集落総合施設、城川町のみどりの交流館につきましても、利用実態が低く、それぞれ俵津地域づくり活動センター、高川地域づくり活動センターに隣接する施設でありますので、7 年度末に施設を廃止した上で、それぞれの施設でこれまで行ってきた事業は、地域づくり活動センターで実施するよう取り組むものでございます。また、野村支所に隣接しております野村林業総合センターにつきましても、野村支所内に移転する取組を進めております。

このように、地域づくり活動センターでできることは、センターへという考え方の中で、将来的公共施設の修繕・改修費用もセンターへできるだけ投資していくという選択と集中によって、地域拠点となる公共施設を維持してまいりたいと考えております。

続いて No. 6 公共施設の再編（観光施設）で

ございます。企画書のほうは、No. 17 からNo. 18 でございます。

城川町にございますふるさと交流館、三滝ロッジでございますが、利用者が低迷し、生活福祉の向上と健康の増進、都市住民との交流など、施設を設置した当初の目的・役目は終えている現状にございます。現在は、地区の会合や民間事業者が月に数回程度の限定的なレストラン営業を行っている現状にあり、今後の施設修繕や大規模改修には課題を抱えております。こちらも少し距離はございますが、新築した土居地域づくり活動センターがございますので、そちらの活用に転換を行うものでございます。

次に、明浜町には、鉱山跡地の岩場を活用したロッククライミング場を整備しておりますが、管理費用や安全面での課題を抱え、特に利用者が限定期であることからも、休止について検討するものでございます。

続きまして 26 ページをお開きください。

No. 7 公共施設の再編（公園）でございます。企画書は、No. 19 からNo. 21 でございます。

当市は面積が広大なゆえに市内の公園も数多くございまして、公園の維持管理には、水道やトイレの管理が必要なものから、遊具の点検や草刈りの委託料が必要なものなど、維持管理経費が生じております。特に、合併以降、市または地区の管理の形態について、台帳管理が十分でないものもございまして、あわせて整理に取り組むものでございます。

次に、城川町の竜沢寺緑地公園につきましては、公園内に宿泊可能なバンガローがございますが、利用者が極めて低迷するとともに、施設への水道設備の老朽化、松枯れなど老木の倒壊による安全性が懸念され、伐採などの経費が生じております。利用状況が低迷する中で、市としての安全管理が十分に確保出来ない状況も少なからず生じております。歴史あるお寺に隣接する公園になりますので、公園としての緑化的な機能は引き続き維持しつつ、宿泊施設としての機能は廃止する内容でございます。

続きまして No. 8 公共施設の再編（文化・社会教育施設）でございます。企画書のほうは No. 22 から No. 26 となります。

三瓶文化会館につきましては、ホールの空調 1

系統が故障し、十分な冷暖房効果が得られない状況となっております。大規模修繕工事を予定しておりましたが、数億円の多額の修繕費用を要する見込みであり、大規模修繕は見送ることとし、イベントや貸館の時期を調整することで、引き続きの管理運営を行うものでございます。城川町土居の城川文書館については、史料は城川支所へ移動し、機能としては、城川歴史民俗資料館に統合いたします。文書館職員も、主には支所で勤務するよう変更するものでございます。明浜歴史民俗資料館につきましては、施設を維持し、運営方法の見直しにより集客改善に取り組むという内容となっておりますが、この在り方につきましては、改めて議論を進めてきておりまして、修正をお願いしたいと思います。修正内容としましては、施設の管理運営については縮小し、移動企画展を検討するものでございます。施設の利用者が低迷している中で、特別な事情がある場合のみ開館し、宇和の民具館などでの移動企画展等の対応を進めるものでございます。

続いて 27 ページをお開きください。

No. 9 公共施設の再編（社会体育施設）でございます。企画書は、No. 27 からNo. 31 になります。

市内の各学校が廃校になる中で、体育館やグラウンドについては、そのまま社会体育施設として維持されてきた経緯がございます。しかしながら、それぞれの体育館の老朽化、グラウンドの夜間照明施設の更新時期を迎える中で、今後人口減少社会を見据える中で、全ての施設を維持することは困難であり、旧町単位でどの施設を残し、どこに修繕・更新経費を投資していくのか、基準を整理すべきではないかととらえております。体育館につきましては、7 年度から順次廃止し、20 施設から 8 施設に再編するもので、9 年度末の完了に向け取り組みます。グラウンドの夜間照明については、各町 1 施設の維持を基本とし、7 年度から順次廃止し、9 年度末で完了いたします。

次に、市営のプールとしましては、現在宇和と野村のプールがございますが、夏場だけの期間限定の運営であるとともに、施設の老朽化、加えまして近年は、期間限定で、監視業務等に従事いただける人員確保に苦慮する状況でございます。そこで野村プールは 8 年度から休止、宇和プールは

9年度から休止するものでございます。その他、老朽化している三瓶武道館、宇和運動公園に隣接する市民憩の家については、廃止に向けて取り組むものでございます。

続いてNo. 10 公共施設の再編（学校給食施設）でございます。企画書はNo. 32 となります。

給食センターは、宇和町と野村町に数年前に建設しました、「せいよ西」と「せいよ東」の2つの新しい給食センターがございます。それともう1カ所、三瓶町にも給食センターがございます。給食センターは、学校給食の高い安全性を確保する必要があり、施設の修繕や機器の更新などは、定期的な検査を受け、早め早めの更新・修繕作業に取り組んでおり、毎年度一定規模の修繕費用や備品更新費用などが生じております。また、将来においては、労働力の確保も課題となる中で、令和8年度末に三瓶の給食センターを廃止し、令和9年度からせいよ西給食センターへ統合するものでございます。

続きまして28ページをお開きください。

企画書につきましては、No. 33 から、No. 39 までとなります。

最後に、公共施設の再編（指定管理施設）でございますが、これらの中でも、施設の老朽化に加え利用者が低迷し運営そのものが厳しい施設、経営が安定的で将来に期待ができる施設とがございます。指定管理施設に限らず、施設を設置した当初の役目を終えた施設は、基本的には廃止や機能転用を考える必要があるとともに、一方で、民間力による地域振興が期待できる施設は、譲渡・貸付などを進めるものでございます。記載しておりますとおり、御覧のようなプランの方向性でございますが、指定管理施設につきましては、相手方もございますので、指定管理期間の更新時期を踏まえながら、譲渡または貸付等の方向で協議を進めるというところでございます。

以上で、実施項目①施設保有量の最適化としまして、No. 1 からNo. 11 までの説明となります。

○源委員長

それでは、ここで一旦質疑を設けたいと思います。

質疑の際は脱却プラン、今No. 11 まで説明

があつたかと思いますが、そのプラン番号を指定した上で質疑を願いたいと思います。

質疑のある方は挙手の上お願ひします。

○河野委員

No. 9 の体育館等ですけれども、これ大体今20 施設あることですけども、活動センターに付随したような形で建てられるとこが多いんじゃなかろうかと思うんですけども、8 施設にして、何というのか、今の利用状況、うちらの城川で言えば毎晩電気がついて、レクバレーをされておるんですけども、そこら辺の調整はできるんでしょうか。

○大野本政策企画部長

今の御質問であります、できるかどうかというところなんんですけど、その辺は今からこのプランが決定しましたら、地元に随時説明に入って、廃止の方向のことをお伝えするという流れになつてこようかと思っております。先ほどから説明にありましたように、これからどんどん人口減少が進んでいく中で、これだけある施設をずっと残し続けるということは、不可能であるというふうに考えておりますので、そこら辺は丁寧に説明をした上で、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○河野委員

言われることは分かるんですけども、市民の方の健康増進とか、あるいは災害等の避難場所、そういったとこも兼ねての施設だと思うんですけども、それを理解してもらえれるかどうか。

○大野本政策企画部長

そこら辺は重々承知しているところでございますけれども、避難所というところ、今言われたと思うんですが、避難所もですね、体育館が避難所として体育館があるわけではなくて、体育館があるから避難所としても利用するというような考え方にならうかと思います。これからですね、この体育施設だけではなくていろんな施設関係で、市民の皆様の御理解をいただきたいといけないところがあるんですが、これから職員一同で御説明をして理解を得たいと考えております。

○源委員長

ほかにありましたらお願ひします。

○信宮委員

公共施設の再編は今までなかなか進んでこなか

った分、やはりどんどんというか、ぜひとも進めてもらわなければいけないんですが、ナンバーというより全体を通してなんですけれども、廃止をするような施設も多々出てくると思うんですが、その廃止によってですね、近々解体とか取り壊されなきやいけないというふうな施設も結構あるんじゃないかと思うんですけど、その辺の費用がどうなるのか、その辺も試算されているのか、起債が使えるのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○三瀬財政課長補佐

除却の考え方になろうかと思います。公共施設の個別計画のあちらのところで除却計画というのをつくっていくような形になりますので、そこへ載せたものを、市の財政のできる中で除却を順次進めていくという考え方も一つ必要になろうかと考えております。

それともう1点は財源のところになりますが、従来から建物を壊す際は、過疎債とかで、同じ場所にある施設を建て直すからということであれば、起債が使えて過疎債が充当出来たということがございましたが、令和7年度から国のほうで新しい起債が出来まして、施設の再編とか集約とか、そういうことに取り組むのであれば、交付税措置率50%だったかと思いますけれども、起債が使えるように国のほうが制度改革をされました。全国的に同じような要望がある中での対応ではないかと考えておりますが、その辺を使いながら除却ということも考えていかなければならない部分がございますが、何せ集中改革期間に入りますので、そこをちょっと見据えながら計画のほうは立てていきたいというふうに考えております。

○源委員長

ほかにありましたらお願ひいたします。

○大森委員

これは決定をしてから住民の方にお知らせをするということを伺いましたが、利用団体の方なんかにも、まだお知らせはされてはないということですね。担当課から上げてこられて、このようなプランが出来たということになるんですよね。

○山住総務部長

このプランの内容につきましては既に取組を進めているものについては、地元等、関係団体との調整に入っているところもありますけども、基本

的には、このプランの公表を10月の上旬に予定していますので、具体的な動きとしてはそこから以降に、それぞれの施設等利用されてる団体また地域の住民の方々への説明をするような運びになるかと思います。

○大森委員

いろいろ今お伺いをしたんですが、例えば文書館のところがあつたんですけども、資料なんか保存をしている建物のことですよね、文書館。私聞いたところによりますと、愛媛県には一つも文書館がないと。市では、城川町が合併前に文書館をつくられて2つしかないとかいうお話をちょっと聞いたことがあるんですが、非常に歴史のある、本当に西予市としては大事に残していかなければならぬ建物なんだなあとと思ってお話を聞いたことがあります。そういうところも統合をするということですが、その話を聞いたときに西予市としても文書館というのをつくるという方向で、文書館ってのは非常に大事な建物なので、そういうふうに西予市としてつくられてもいいのかなあと聞いて、感想を持ったことがあるんですが、そうですね、そういうこともあります。

それとあとトイレも少なくするということですけども、利用者が少ないとということで少なくされるということで、ちょっとそこらもうやっぽり急に行きたくなつたときにトイレを利用したくなつたときにトイレというのは、多いほうがいいのじやないかなと思いました。

あといろいろ私も精査がちょっと出来てないというふうにあれなんんですけども、老朽化に備えて廃止なりやっていくということで、これはあまり急がずにはまだまだ人口減少もだんだん少くなるというようなデータが出ておりますけども、ちょっと廃止を決めてしまわずに住民の声を聞きながら、取組を進めていかれるべきではないかなというふうに思います。廃止の方向ではなくて、いかにして利用をしてもらうかというところでの話合いをしてもらつたらなあというふうに思います。利用することによって、、、

○源委員長

大森委員すみません。質疑なので、意見表明は、この当委員会の中で中間報告を取りまとめいたします。今のはあくまで意見表明というふうにとりますので、質疑をお願いします。

○大森委員

宇和福祉センターなんですが、宇和福祉センターの陶芸窯の利用について、一部貸付ということでしょうか。一部貸付ということについての説明をお願いします。

○三瀬財政課長補佐

宇和福祉センターに隣接しております陶芸窯の部分でございますが、従来陶芸の教室をされる方が利用されておりましたけれども、施設のほうはかなり老朽化して危ないということで、既に利用団体の方は別のところへ移られているという状況でございます。ただ窯のところにつきましては、今後も継続利用したいというようなところがございまして、施設を廃止した後は、使用貸借等の契約を結びまして、お貸しするような形をとれればなということで検討しているところでございます。

○山住総務部長

今ほど大森委員からいろいろ御意見等いただいたんですけども、例えばその文書館にしても施設を残すというようなイメージではないんですね。文書館がなぜできるかいうたら、その資料ですよね、昔からある文書をどういうふうに残していくか、活用していくか、もちろん研究していくかということに主眼があって、それらについては別に施設がどうこうではなくて、その資料をどのような形で残していくことについて主眼を置くと。それであれば、今の施設でなくてもほかのところでの保存ができるということで、代替施設は十分あるんじゃないかということで、その機能をほかの施設に移すことで、施設の集約が可能であろうということの、そういう考え方方に立ってます。

基本的に施設というのが今、それぞれのところに機能あるんですけども、それらが従来どおり、先ほどトイレも出ましたけども、確かに近くにトイレがあつたら便利です。ただ全部のトイレを維持することは難しい。その利用もなかなか人口の今後の推移を見ても厳しくなる。今、そういう時点に来ているということ認識した上で、我々はそういう施設については利用状況、今後の人口動向を見た上で、廃止の方向を考えざるを得ないじゃないかというような視点で考えております。その点は御理解いただきたいと思います。

○源委員長

ほかに質疑はありましたらお願ひいたします。

○河野委員

No. 7ですけれども、公共施設の公園等ですけれども、この成果指標、改革前が490万円でゼロになると言われるけど、公園は順次91カ所を38カ所にするということで残つとるわけよな。改革後に経費がゼロということは、全てなくなるというようなニュアンスなんだけど、どこがどうこれ見積もって490万円という削減効果が出るのか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時57分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時59分)

○三瀬財政課長補佐

公園につきまして91カ所から38カ所ということで調整をかけるというふうになっておりますが、91カ所のときにかかっていた費用、水道代とか草刈りの維持管理とかそういうものがございますが、そういうものから38カ所に削減したときにどれだけ減るのかというのが490万円分が減るということの形になっております。書き方のところが説明が難しい部分がございますが、減らした分がどれだけ減るのかというところになります。

○山住総務部長

今ほどの説明のとおりなんんですけど、この表記の仕方、改革前に幾らかかっていて改革後に幾らになった、その効果が幾らという形で、記載の方法を改めますので、御理解いただいたらと思います。

○源委員長

以上でよろしいでしょうか。

ほかに質疑がありましたらお願いします。

○大森委員

公共施設の再編のところのプールの件なんですが、これはもう廃止ということでしょうか。野村プールと宇和プールは、宇和プールには子ども用のプールもありますが、全てもう廃止ということでしょうか。

○大野本政策企画部長

今のところ、休止という案ではなかったかと思います。一応今のところの案は、休止というところでプランを出しております。廃止についても、先ほどの説明の中にもありましたように、だんだんとプールも老朽化しております。というところ

ともう一つ、夏場の、先ほどもありましたが、短期間の監視員の確保っていうのもなかなか難しいところがありまして、その後、集中改革プランの期間が経過しましたら、また廃止ということも検討していくかなければならないのではないかと今は考えているところですが、取りあえずは休止というところでプランを出しております。

○源委員長

ほかにありませんか。

○中村副委員長

この中にはないんでちょっと控えとったんですけど、三瓶は地域づくり活動センターへの移行に伴って、公民館条例廃止して、各地区にあった分館を集会所にしたということがありました。各地区の集会所については、各地区の希望を受けて建替についても検討、やっていこうと。除却は西予市もちで新規の建替について 85%、地元負担 15% というルールでやるというふうに前回あったと思うんですけど、ここについては変更なしということを考えてよろしいですか。

○大野本政策企画部長

三瓶の分館の移行の関係につきましては、この今回のプランの中には入っておらず、当初の予定どおりというふうになっております。

○源委員長

ほかにありましたらお願ひします。

○大森委員

公共施設担当者が予算査定に同席をすると説明を受けましたが、、、

○源委員長

すいません。申し上げたとおり、何番か言った上でお願ひします。

○大森委員

これは説明のところでしたでしょうか。予算査定に同席をするという、ごめんなさい説明を聞いたんですが、それはちょっとその前のところ、、、

○源委員長

No. 1 の具体的な取組の P D C A サイクルにあります説明にあったかと思います。それについてどのような形の質疑を。

○大森委員

予算査定に公共施設担当が同席し、総合管理計画の進行管理及び助言を徹底するということですが、公共施設担当というのはどのような方になる

んでしょうか。

○正司財政課長補佐

これまで予算査定については、当然財政係をメインに進められてきたところで、公共施設に係る予算というのは、財政の査定の中で決まって、我々についてはその決まった結果をいただいて、そこの決まった結果だけをいただくような状態になっていますので、そこで全体的なことを見据えた話とかっていうのが出来ない状態がありました。その部分については公共施設総合管理計画の観点から、申し上げられることを査定の中に申し上げると言ったようなスタンスで、結果だけをいただくのではなくて、結果をいただく前に、その前に意見をさせていただく場を設けさせていただいて、公共施設の統合ですか、除却ですか、どのような状況にあるのかということについて、生の声を収集していきたいなというふうに考えております。

○源委員長

ほかに質疑ありましたらお願ひします。

〔発言する者なし〕

○源委員長

それでは取りあえず、一度ここで質疑を終結したいと思いますが、この後ですね、管理運営の最適化及び利用者負担適正化についての説明、そして質疑の場を設けます。

1番最後に今一度ですね、今日説明いただく基本方針 1 についての総括質疑の場を設けますので、何かございましたら、質疑の場で発言をいただいたらと思います。

もう 1 点、先ほど冒頭私委員長挨拶で申し上げたとおり、9月第3回定例会において中間報告を本会議場においてする予定にしておりますので、今日の特別委員会、行政からの説明、質疑応答終了後にですね、今日の主題についての皆様からの意見の集約をおおよそしてまいりたいと思います。決定については後日といたしますが、そのような流れで進めていきますのでよろしくお願ひいたします。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 7 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 20 分）

次の項目になります。

管理運営の最適化について説明を求めます。

○沖野財政課長

資料は先ほどの続きで、29 ページ目になります。

実施項目②管理運営の最適化につきまして、No. 12 公共施設の開館日等の見直しでございます。企画書のほうは、No. 40 から No. 46 となります。

先ほどの実施項目①公共施設の再編の対象となる新しい施設でありますとか、引き続き継続が必要と判断する施設に關しましては、各施設の利用者実績等を踏まえた中で、開館日・開館時間等の見直しに取り組むものでございます。まず、地域づくり活動センターにつきましては、現在8時半から17時15分までの受付時間でございますが、正職員の勤務時間が7時間45分、施設の管理運営を補助する会計年度任用職員の勤務時間が7時間でありますため、正職員が不在・休暇の際には、会計年度任用職員の時間外勤務が発生する状況が生じております。そこで、センターの受付時間を9時から17時とし、会計年度任用職員の勤務時間を9時からの勤務とすることで、正職員が不在の場合でも、時間外勤務が生じないように、経費の削減に取り組むものでございます。

次に、児童館、図書交流館、ギャラリーしろかわ、城川歴史民俗資料館、四国西予ジオミュージアムの集客施設につきましては、週6日の開館日を週5日の開館日とすることで、施設の維持管理費に加え、特に人件費の抑制を図るものでございます。また、シルク博物館につきましては、週3日の開館日といたしますが、現状の織物講座等は、開館日関係なく継続いたします。

続きまして、No. 13 公共施設のLED化推進でございます。企画書は、No. 47 になります。

蛍光灯の生産終了に伴いまして、公共施設の照明器具につきまして、LED化に取り組むことが、今後の急務となっております。単純な改修経費の試算でも、莫大な改修費用が必要となりますことから、各自治体でもLED化の導入手法が様々展開されているところでございます。本市における公共施設のLED化の導入手法としましては、事業者がLED照明の導入費用を負担し、市はLED照明の導入による電気料削減相当額を委託料として、事業者に支払うESCO事業の導入に取り

組むものでございます。これによりまして、現在の予算規模から負担が増えることなく、LED化に取り組む財政効果に期待するものでございます。今年中に施設の調査に着手しております、9月議会における債務負担行為の設定を検討いたしております。

資料30ページを御覧ください。

No. 14 公共施設の空きスペース利用促進でございます。企画書のほうはNo. 48 でございます。

行政財産の一部には、空室や敷地の未利用部分が多数存在しております、今回のプランでは、民間事業者等への貸付を検討するものでございます。モデル事業としまして、市役所本庁舎の隣の教育保健センターがございますが、教育保健センターに勤務しております教育委員会を本庁舎に移動したことにより、3階部分を空室といたしました。今後、貸付準等を設けサテライトオフィスとして貸し出すモデル事業に取り組んでまいります。

続きましてNo. 15 公用車管理の見直しでございます。企画書は、No. 49、No. 50 でございます。

公用車292台につきまして、西予市自前で構築するキントーンのシステムを活用し、車両1台ごとの利用状況やコスト管理をデータ化し、その分析によって、各課のニーズに合わせた車両の効率的な配置転換、貸出しを行うとともに、必要に応じて車両の再編に取り組むものでございます。現在、デジタル推進課と連携し、入力するシステムの構築を進めております。また、消防団の車両につきましては、今後取り組んでいきます、団の再編、詰所の統廃合計画に合わせて、ポンプ車から積載車、積載車から軽可搬などに切替え最適化し、車両の更新費用の縮減に取り組むものでございます。

実施項目②管理運営の最適化については以上となります。

○源委員長

それでは、管理運営の最適化について説明は以上でございます。

質疑がありましたら挙手の上お願いします。

○大森委員

No. 12 です。宇和児童館、野村児童館、図

書交流館、ギャラリーしろかわ、城川歴史民俗資料館、四国西予ジオミュージアムですが、週6日開催を週5日とする、この曜日と、あとシルク博物館週6日を週3日開催とするというこの曜日を教えてください。

○沖野財政課長

この週6日開館を週5日、もしくはシルク博物館3日でございます。具体的な曜日につきましては現在各課のほうで、最も最適なところというところで検討中ということでございます。

○源委員長

ほかにありましたら挙手の上お願ひします。

○河野委員

N o. 14 ですけれども、保健センター3階をサテライトオフィスとして貸出すという案でありますけれども、保健センターだけでなしに、各支所今の業務の改革で、城川で言うたら、もう1階の半分ぐらいしか人はおらんのよね、職員は。各支所でも、そういう貸付できるスペースというか、それもあるんじゃなかろうかと思うんやけど、そこら辺の検討はされておるのか。またこの貸付た場合にどれぐらいの収入が見込まれているのか、お尋ねしたいと思います。

○沖野財政課長

先ほどの教育保健センター以外にもたくさんあるということが想定されております。現在、今後ということになるんですが、未利用部分、実際に貸付けられる部分というのを調査しまして、利用できるものについては、貸付の方向で行っていくという考え方であります。あと幾らの収入がということでございますが、ちょっとまだ貸付基準等、金額も含めまして、まだ決まってないところでございますので、全体のどのぐらい貸付けるか、場所によってそこら辺りを明確に設定していきたいと考えております。現在のところ、そのような状況でございます。

○源委員長

ほかにありましたらお願ひします。

○信宮委員

公用車管理の見直しのところなんですけれども、西予市自前で公用車を購入する場合と、リースで車を借りる場合があると思うんですけれども、その辺の違いというのは、どういう区別をされてるのかなと思うんですけど、いかがでしょう。

○沖野財政課長

現在のところ購入ということで更新計画、これまではということなんでございますが、先般モリースした場合はどのような、経費負担も含めまして、というような議論も内部でございましたので、このあたりも今後、リースのほうがいいのか、総額的には恐らくリースのほうが高くなる可能性もあつたりもするんで、そこも含めてちょっと検討していきたいと考えております。

○源委員長

ほかにありましたらお願ひします。

[発言する者なし]

○源委員長

よろしいでしょうか。

それでは先ほど申し上げましたとおり、最後にもう一度質疑の場を設けたいと思いますので、続きまして③となります。利用者負担の適正化について、説明をお願いします。

○沖野財政課長

それでは次に31ページを御覧ください。

ここからが実施項目③の利用者負担の適正化となります。N o. 16 でございます。公共施設使用料等の適正化でございます。企画書は、N o. 51 からN o. 53 となります。

まず、本庁、支所に勤務する職員が通勤用車両を駐車するための駐車場でございますが、駐車場の管理には、アスファルトの舗装、白線、照明など相応の維持管理経費が必要となります。そのような中で、近隣の相場を考慮し、応分の利用者負担の考え方から、職員の駐車場使用料を月3,000 円に引上げ改定するものでございます。また、あわせて、保育所や消防署等の附属駐車場に対象を拡大するものでございます。職員に係するものでございますので、現在、職員組合とも協議を進めておりまして、実施内容については変更が生じる場合もございます。

続きまして、地域づくり活動センターを除く公共施設の貸館、運動場、体育館などの使用料についてでございますが、施設の維持管理費については、施設を利用しない方も含めて、市全体の予算で担っているため、その施設の利用者には応分の負担を行っていただくことが、使用料徴収の基本的な考え方となります。そのような中で、旧町時代から減免を適用する事案が常態化しております、

電気料等の価格高騰がある中で、適正な使用料の確保に課題を抱えております。今回のプランでは、減免規定の一部を見直すこととし、市が実施する事業、保育・学校関係で利用する場合を除いて、一般的な減免規定を廃止するものでございます。ただし、経過措置を設け、3年間は5割とするなど、何らかの段階的な対応を検討いたしております。

次に、火葬場の利用に係る火葬料金につきましても、燃料価格高騰などの事情を踏まえ、料金改定を行うものでございます。

以上、No. 16 までが基本方針、市の公共施設マネジメントに関する内容となります。

○源委員長

説明は以上となります。

それでは、ただいま説明ありました、利用者負担の適正化について質疑のある方は挙手の上お願ひします。

○信宮委員

職員通勤用自動車の駐車料金の件なんですが、今回全対象で3,000円にするという案だと思うんですけれども、宇和町の場合は周辺の駐車料金を考えて、宇和町の文化会館の裏の駐車場は、よそで借りてもこれぐらいするんだろうなとは思うんですけれども、それ以外のところはですね、やはり、ちょっと高いんではないかと思うんですけれども、それだったら、ただで置けるところもあるだろうし、また宇和町以外のところでしたら、周辺地域、駐車料金取つるとこがあるかどうか分からんんですけども、ちょっと宇和町以外も全て3,000円にするというのは、ちょっとこれは高いんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょう。

○山住総務部長

組合のほうと現在この件については協議を行っているところです。宇和町が3,000円がおおむね妥当か、周辺はもっと安いんじゃないのかというお話をしたが、確かにこの西予市役所周辺の駐車場は、大体月極で4,000円程度ということで聞いております。そういうことからすると、少なくともこの市役所については、それでもいわゆる市場価格より1,000円ぐらい安いというような状況になっているのかなというふうに思いますけども、それでは支所のほうがどうかといいますと、例え

ば三瓶支所の周辺になりますと、いわゆるモータープールとかなんかになると5,000円、6,000円というものがもう通常の価格になっているところもございます。その一方で野村、城川の周辺になると、もっと安いところもあるということで、地域によって大きな差があるかなというのは十分認識をしておるところです。そういった中で、現在考えているのは基本的に公共施設、通勤のために公共施設を利用する場合においては、その行為については基本的には同じような考え方にしておるということで、本庁において3,000円という金額を出した以上、通勤用の駐車に対しては、同一の料金で設定をすることと、今回提案をさせていただいております。もちろん職員個人が別のところで安いところ見つければ、そちらのほうをお借りいただければいいのかなというところであります。

○源委員長

ほかにありましたらお願ひします。

○河野委員

火葬料金ですけれども、近隣市町と比べてどんなでどうか。比較されておりますか。

○三瀬財政課長補佐

企画書のほうの参考資料としてもつけさせていただいているところになりますが、例えば、南予でいきますと、大人で宇和島市が8,000円で、八幡浜市が1万円、大洲市が8,000円あたりということになっております。県内で高いところでいきますと、上島町が市内の方で3万円、内子町が2万円というような事例はあるところでございます。

○源委員長

ほかにありましたら挙手の上、お願ひします。

〔発言する者なし〕

○源委員長

よろしいでしょうか。

それでは、③になります。利用者負担の適正化についての質疑を終結といたします。

ここで本日説明のありました全般、基本方針1持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメントについて、今日説明があつたものについて、質疑のある方は、最後お願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○源委員長

よろしいでしょうか。

それでは、以上で質疑を終結といたします。
暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時3分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前11時9分）

それでは、その他の中で、意見がある委員の皆さんには挙手の上お願ひいたします。

○大森委員

私はまず、これから的人口減少をもとに、全てこれから企画、プランというものを、担当課がヒアリングをした上で、こうやって脱却プランを上げてもらつてますが、そこに市民の暮らしというものが少しも見えてこない。お金がこれだけ減らせこれだけ減らせというような、もちろんそういうプランなんですけども、住民の暮らししか少しも見えてこない。これでは、脱却プランにはなつたとしてもこれからの西予市、長い目で見た、西予市として全く魅力のあるまちづくりとはなつてないと思いますので、もう少し住民の声を、住民の声が、住民と行政の歩みよりというか、住民と行政がともに手を取り合つてまちづくりを進めていく上では、ちょっと日程が短過ぎるのではないかと思います。住民の暮らしを十分に把握をされて行政も、住民の声をしっかりと、住民もしっかりと声を届けてやっていくにはちょっと時間が短過ぎるのではないかなと思いました。

○源委員長

ほかに意見がありましたらお願ひします。

○信宮委員

ちょっと先ほども言った件ですけれども、本日説明がありました財政危機脱却プラン 2025（原案）についてですけれども、成果指標の表記が、それぞれの項目によって、ばらばらな面がありますので、これを住民の方に説明するのにはちょっと統一してもらわないと分かりにくいところがあると思いますので、その点を申入れておいていただけたらと思います。

○源委員長

先ほどの成果指標については、ちょっと確認をいたしました上で次の特別委員会までに報告をいたします。

ほかにありましたらお願ひします。

〔発言する者なし〕

○源委員長

そしたら最後になりますが、私のほうからお願

いというか、ちょっと意見を申し上げたいと思います。今日の第3回特別委員会の中で基本方針1についての説明及び質疑を行いました。今日の質疑については、正副委員長及び事務局にて取りまとめの上、次回第4回委員会までには皆様のほうにまず案についてお示ししたいと思います。

もう1点、一応この特別委員会において中間報告をする予定になっておりますが、もう日程のほうですね、9月1日、令和7年第3回定例会初日に中間報告を行えるように、当特別委員会をこれから進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。あくまでこの財政危機脱却プランに対する原案に対する意見を述べるのが中間報告になると思います。様々な御意見があると思いますので、この特別委員会の中で、意見を取りまとめた上で一つの意見にするのではなく、この特別委員会で出た意見については中間報告をするに当たって、本会議場で行うつもりでおりますので、皆さんこの点について御了承いただければと思います。

○河野委員

9月議会の初日と言わされました、さっきは最終日言われたような気もするんですが、どっちでしようか。

○源委員長

最終日というのは、この危機脱却プランの公表の予定が最終日に予定されておるというふうに聞いております。中間報告については、10月の第3回定例会最終日に予定されている。この財政危機脱却プランの公開前にしないと、特別委員会の意見反映が全く行えないので、なるべく早い時期にという意味で、第3回定例会初日と申し上げました。ちょっと語弊がありましたらここで訂正申し上げます。失礼しました。

○河野委員

今日は3回目、5回目が8月21日だったら、9日あるけんかまわないな。9月1日初日やからね。9月議会、それまでにできるんかなと思ったけど1週間なりあれば、委員長御苦労さんですけどお願ひします。

○源委員長

先ほど暫時休憩中でいろんな意見いただきましたので、出来ましたら、第5回特別委員会8月21日開催の時に、ある程度の原案をお示しでき

ればなというふうには思っておりますが、ちょっと時間も限られておりますので、予定ということで御理解いただければと思います。

ほかに何かありましたらお願ひします。

〔発言する者なし〕

○源委員長

本日は以上で散会いたします。

○中村副委員長

西予市の財政に関する特別委員会を散会といたします。

散会 午前11時9分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市の財政に関する特別委員会委員長

源 正樹